

野田市告示第 号

野田市自転車等放置防止に関する条例第10条第1項の規定に基づき、原動機付自転車及び自転車の移送等について、次のとおり告示する。

年 月 日

野田市長



- 1 移送理由
- 2 移送年月日
- 3 放置場所
- 4 移送自転車 別紙のとおり
- 5 移送自転車の台数
- 6 保管場所
- 7 連絡先